

## 報告第10号

### 平成23年度栗山町資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成23年度栗山町資金不足比率について別紙監査委員の意見を付けて、下記のとおり報告する。

#### 記

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率
下水道事業特別会計	—
農業集落排水事業特別会計	—
水道事業会計	—

#### 備考

公営企業会計においては赤字額がないので、資金不足比率は「—」で表している。

## 平成23年度栗山町健全化判断比率

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成23年度①	-	-	19.6%	93.2%
平成22年度②	-	-	21.0%	106.5%
増減③(①-②)			△1.4%	△13.3%
早期健全化基準	15.0%	20.0%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.0%	30.0%	35.0%	

## 平成23年度栗山町資金不足比率

区分	下水道事業特別会計	農業集落排水事業 特別会計	水道事業会計
平成23年度①	-	-	-
平成22年度②	-	-	-
増減③(①-②)			
経営健全化基準	20.0%	20.0%	20.0%

栗 監 査 第 号  
平成 2 4 年 8 月 3 1 日

栗山町長 椿 原 紀 昭 様

栗山町監査委員 谷 田 進太郎  
栗山町監査委員 小 寺 進

## 平成 2 3 年度栗山町公営企業会計に係る資金不足比率審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成 2 3 年度栗山町下水道事業特別会計、栗山町農業集落排水事業特別会計及び栗山町水道事業会計に係る資金不足比率の審査を行なった結果、別紙のとおり報告します。

## 第1 審査の概要

### 1. 審査の対象

平成23年度栗山町下水道事業特別会計、栗山町農業集落排水事業特別会計、栗山町水道事業会計に係る資金不足比率

### 2. 審査の期間

自 平成24年8月3日

至 平成24年8月3日

### 3. 審査の手続き

この審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 第2 審査の結果

### 1. 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

会計の名称	平成23年度	平成22年度	前年度との比較	経営健全化基準	備考
①下水道事業特別会計	—	—	—	20.0	
②農業集落排水事業特別会計	—	—	—	20.0	
③水道事業会計	—	—	—	20.0	

備考：公営企業会計においては赤字額がないので、資金不足比率は「—」で表している。

### 2. 個別意見

#### ①下水道事業特別会計資金不足比率について

平成23年度の資金不足比率は赤字額がなく、経営健全化基準の20.0%を下回っている。

#### ②農業集落排水事業特別会計資金不足比率について

平成23年度の資金不足比率は赤字額がなく、経営健全化基準の20.0%を下回っている。

#### ③水道事業会計資金不足比率について

平成23年度の資金不足比率は赤字額がなく、経営健全化基準の20.0%を下回っている。

### 3. 審査意見

平成23年度における資金不足比率は、いずれも経営健全化基準を下回っており、経営収支が不均衡な状況又はその他の経営状況が悪化した状況とは認められなかった。引き続き経営の健全化に努められたい。

### 4. 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。